

産業構造審議会知的財産分科会 第23回不正競争防止小委員会議事録

日時：令和5年11月1日（水） 10：00～11：45

場所：経済産業省9階東1-1会議室（WEB会議室併用）

○猪俣室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会第23回会合を開催いたします。

事務局を担当しております知的財産政策室長の猪俣でございます。よろしくお願いいたします。本日は、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、経済産業省会議室で対面にて開催しつつ、オンラインを併用し、一部の委員の皆様はTeamsによる参加となります。

議事の公開につきましては、本小委員会では、一般傍聴者及びプレスの方々は、Teamsでの傍聴に限って可能としております。

また、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開という扱いとさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、オンラインで御参加の皆様におかれましては、カメラをオンに設定していただき、御発言される際を除き、マイクはオフに設定をお願いします。

なお、御発言いただく際は、Teamsの挙手ボタンを押してください。こちらから指名いたしますので、マイクをオンに設定していただき、発言が終了した後は、マイクをオフにし、手を下ろしていただきますよう御協力をお願いします。

続きまして、委員の交代について御紹介申し上げます。最初に、今回から新たに御参加いただく委員を御紹介させていただきます。時間の都合上、私から名前を読み上げさせていただきます形にて御紹介に代えさせていただきます。

水野正則委員、知的財産高等裁判所判事でございます。また、前期まで御参加いただきました小川暁委員、久貝卓委員は、異動に伴い、御本人の申出により退任されまし

たので、併せて御報告させていただきます。

なお、本日は小松委員が御欠席となっております。

また、オブザーバーとして、内閣府知的財産戦略推進事務局、法務省民事局及び刑事局に御出席いただいております。

今回が本小委員会の再開後第1回目となることもあり、議事に入ります前に、経済産業政策局審議官の井上より一言挨拶をさせていただきたいと思っております。

○井上審議官　今年7月に着任いたしました井上誠一郎と申します。よろしくお願い申し上げます。本小委員会開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

昨年度、本小委員会におきまして、不正競争防止法に関する制度的な課題について、計6回にわたり活発な御議論をいただきまして、改めて感謝申し上げます。本小委員会での御議論の成果を踏まえまして、経済産業省としては、今年の通常国会に不競法の改正法案を提出いたしまして、おかげさまで6月に無事成立したところでございます。

国会での御審議におきまして、国民の皆様や中小企業の皆様を含む産業界の方々に対し、改正内容について丁寧な周知に努めるべきだという御意見があったところでございます。とりわけ経済安全保障が大きな課題となる中、技術データを含む重要データの保全や海外への流出防止など、事業活動において価値を生み出す幅広い情報財の保護をカバーし得る不競法の担う役割は、ますます増大していると考えております。

今般の法改正によりまして、デジタル空間での形態模倣品の提供への規律が強化、拡充されることや、限定提供データの保護対象範囲が見直されること等を踏まえまして、経済産業省としてもしっかり周知に取り組んでいきたいと考えてございます。

これまでも不正競争防止法について事業者の皆様の御理解を深めていただき、侵害の予防や被害への救済に役立てていただくべく、逐条解説のほか、営業秘密管理指針、限定提供データに関する指針、秘密情報の保護ハンドブック、データ利活用のポイント集など、各種資料を作成したり改訂したりして、周知啓発に努力してまいりました。

現在、改正法の施行につきましては、来春を目指して作業準備を進めておりますけれども、今回の改正を踏まえまして、指針など各種資料の改訂も行うことが必要となっております。こうした中、本小委員会において、指針など各種資料の改訂に向けた御審議をお願いさせていただく次第でございます。

営業秘密や限定提供データなどが適正に管理される組織体制の構築などに一層資する改訂となるよう、委員の皆様により忌憚のない御意見を頂戴したくお願い申し上げまして、

私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○猪俣室長　それでは、これより先の議事進行は岡村委員長にお願いしたいと存じます。

○岡村委員長　岡村でございます。今日は経済産業省本館からリアルで出席させていただいております。コロナの間、画面越しにしかお会いできなかった皆様とこうしてお会いできて感慨ひとしおのものがありますし、また、その間、皆様と一緒にやってみりました改正が知財室の御努力で見事成立したことについて、私としても大変喜んでいる次第でございます。

それでは、事務局から本日の資料につきまして御確認のほど、お願ひいたします。

○猪俣室長　事前に皆様に送付した資料を確認させていただきます。資料1、議事次第、資料2、委員名簿、資料3、令和5年不正競争防止法の一部改正と施行に向けた準備状況について、資料4、産業構造審議会不正競争防止小委員会検討事項（案）について、資料5、不正競争防止法の改正に伴う逐条解説等の改訂方針（案）についてでございます。

○岡村委員長　過不足などはありませんでしょうか。――ありがとうございます。

それでは、初めに事務局から本日の議題につきまして御説明をお願ひいたします。

○猪俣室長　議事次第、資料1を御覧ください。本日は、2. 令和5年不正競争防止法の一部改正と施行に向けた準備状況について御説明させていただいた上で、3. 今後の議題・スケジュールと4. 不正競争防止法の改正に伴う逐条解説等の改訂方針について御審議をいただき、御意見を頂戴できればと考えております。御協力よろしくお願ひします。

○岡村委員長　ありがとうございます。それでは、最初の議題に入っていきたいと思ひます。まずは事務局から資料3につきまして御説明をお願ひいたします。

○猪俣室長　それでは、資料3を御覧ください。ページを開いていただきまして、改正の背景でございます。

これは昨年度、委員の皆様にご審議いただいたもので御存じかと思ひます。デジタル化や国際化のさらなる進展が見られるということで、スタートアップ、中小企業などによる知的財産を活用した新規事業展開を後押しするなど、時代の要請に対応して知的財産制度を一体的に見直すということでございます。

具体的には、デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランドデザイン等の保護強化、国際的な事業展開に関する制度整備に向けて不正競争防止法の改正が必要と考えているところでございます。

次のページを御覧ください。改正に向けた検討経緯でございます。令和3年12月より、

産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会におきまして、合計10回の審議を行いまして、令和5年3月10日に最終報告書を公表したところでございます。また、外国公務員贈賄罪につきましても別途ワーキンググループを設けまして、同じように審議を行いまして、最終報告書を公表させていただいたところでございます。

3ページ目を御覧ください。国会で法案を御審議いただいたところでございます。衆議院のほうで附帯決議が経産委員会で出ましたので、それについての御説明を差し上げます。大きく7つの項目についての附帯決議がございました。今回の不正競争防止法におけます改正の内容については大きく3点あると考えてございます。

一を御覧ください。赤字で書いてございますが、改正内容について、国民や中小企業を含む産業界に対し具体例を用いて説明するなど、丁寧な周知に努めること。これが1点目でございます。また2点目、我が国企業の営業秘密の保護強化に向けて万全を期すこととございます。

そして三、形態模倣商品の対象拡大など、本法の施行に当たっては、事業者の予見可能性を高めるため、審査基準等の明確化及び周知に努めることとなっております。やはり周知徹底をしっかりと行うことが言われております。

一番左下の施行関係のところを御覧ください。成立しました法律では、附則におきまして施行日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日となっております。公布しましたのが令和5年6月14日でございますので、これから1年を超えない範囲で今現在、政令を検討中でございますが、現在のところ令和6年4月1日、来春を予定しているところでございます。

続きまして、4ページ目を御覧ください。こちらは不正競争防止法等の一部を改正する法律としまして、不正競争防止法や商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法の法案を束ねて法律として提出させていただきまして、成立したところでございます。具体的な内容につきましては、後で資料5で述べますので割愛させていただきたいと思っております。

5ページ目を御覧ください。現在の準備状況でございます。先ほど申し上げましたとおり、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日となっております。これに向けまして、定めるべき政令として2つの政令がございます。

1つは、施行期日政令でございます。これは一番下の赤字で書いておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり施行日は来春を予定しているところでございます。

もう一つは整備政令となつてございます。整備政令は、下のほうに書いてございます黒丸の2つ目でございますけれども、9月22日から10月28日にパブリックコメントの意見募集をさせていただいたところでございます。これにつきましては現在集計中、中身を精査中でありますけれども、我々が見る限りにおきまして、現時点で不競法に関するものについて意見はございませんでした。

実際の不競法関連の改正内容につきましては、施行令につきましては2つのものが下に書いてございます。まず、不正競争防止法第5条の2に新たに第2項、第3項、第4項ができたことに伴いまして、現在の不競法施行令第1条、第2条で5条の2と引用しているものにつきまして、第5条の2第1項を加えるという技術的なものでございます。

また、関税法施行令につきましても、この政令で併せて改正するとしております。これは商標のコンセント制度に伴いまして、不競法に適用除外の規定が第19条に新設されました。これに関しまして号ずれが生じたことに伴いまして、関税法においても引用する号を第19条第1項第7号から第19条第1項第8号にするということで、技術的な改正を準備しております。整備政令につきましては、先ほど申し上げたパブリックコメントも踏まえて、現在内容を検討中ございまして、可能でしたら11月中、今月中に公布できるよう準備しているところでございます。

また、周知状況でございます。改正内容が多岐にわたっておりまして、国会の審議におきましても丁寧な周知をするようにと指摘があったところでございます。こうしたことから、政令の整備もしておりますけれども、併せて法律改正がなされましたので、周知啓発活動にも現在取り組んでいるところでございます。

不正競争防止法、今回の改正全般につきまして、予定調整中のものも含まれますけれども、産業界向けでは経団連さんや商工会議所さん、また経営法友会、日本知的財産協会、日本ライセンス協会、電子情報技術産業協会など、様々な団体に働きかけをさせていただいて、実際に周知活動をさせていただいているところでございます。

また、支援機関、関係行政機関としては、独立行政法人工業所有権情報・研修館ですとか日弁連さん、弁理士会、弁護士知財ネットといったところにつきましても御説明を差し上げているところでございます。

また、年に1回開催しております営業秘密官民フォーラムでも説明させていただきましたし、これから特許庁が主催して行います全国主要都市20か所で予定されている実務者説明会でも今回の不正競争防止法の内容については説明していきたいと考えてございます。

また、デジタル環境での形態模倣品提供行為の見直しの対象になるということで、今回のものにつきましては、普段からあまり知財について、それほど触れることがないようなデザイナー、ファッション業界などの関係者についても影響があり得るということでございまして、現在、日本デザイン団体協議会の方々やNPO法人バーチャルライツ、一般社団法人ファッション・ウィーク推進機構、日本アパレル・ファッション産業協会などにも働きかけをさせていただいて、御説明できないかと現在調整しているところでございます。

最後の7ページ目を御覧ください。やはりコロナがありましたので、リアルの説明会なども必ずしも十分にできなかったところでございますが、コロナについてもおおむね収束してきているところでございますので、できる限りリアルも含めた説明会、そもそも営業秘密とは何かということも含めまして、周知啓発活動をさせていただいているところでございます。

経済産業省の中に貿易局がございまして、経済安全保障、貿易管理などを担当しているところでございますけれども、そちらにおきましては外為法といったものもございまして、また、産業競争力強化法におきまして技術管理認証制度もございまして、こういったものと併せまして、不正競争防止法の現在の営業秘密管理、保護につきましても、国内の中小企業の方々を対象に説明会を開催しているところでございます。

また、中小企業アウトリーチ事業ということで、海外での営業秘密について、どのように保護体制を構築して守っていくべきかということにつきましてもハンズオンの支援をさせていただいて、海外に進出する中小中堅企業の方々をターゲットにしまして、そういったアドバイスをさせていただいているところでございます。

さらに、最後の下のところでございますけれども、大学、研究機関向けの説明会をさせていただいております。報道で知る限りでは、研究機関で営業秘密の漏えい事件が起こっているところでございます。こうしたことも踏まえまして、大学などにおきましても貿易局や文部科学省主催の説明会がありますので、こういったところでも安全保障貿易管理の普及啓発に加えまして、さらに不正競争防止法の営業秘密の保護についても説明していきたいと思っており、10月末までに3回ほど開催させていただいております。それ以外にも大学関係向けの会議、機関、そして国研機関といったところについても説明をしていきたいと思っております。

また、下のほうで書いておりますけれども、大学、研究機関についても、場合によっては不正競争防止法における営業秘密の保護の対象になり得る旨も、これまで逐条解説で書

いてございませんでしたので、追記していきたいと考えてございます。

資料3につきましては、説明は以上となります。

○岡村委員長　ありがとうございます。ただいま事務局からいただきました改正法の準備状況や周知の取組などの説明につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問がございましたら御発言をお願いできればと思います。いかがでございましょうか。リアルの方は挙手などをしていただければと存じますし、それから、バーチャルの方は挙手ボタンでお願いできればと存じます。富田委員、よろしく申し上げます。

○富田委員　連合の富田でございます。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

改正法の周知啓発の取組について御報告をいただきました。まずは、各方面に周知啓発の取組をいただいていることに敬意を表したいと思います。その上で、さらなる周知活動強化の観点から2点要望を申し上げさせていただきたいと存じます。

まず1点目は、中小企業への周知啓発についてでございます。先ほどの改正法の附帯決議にもあったかと思うのですが、この法律を円滑に施行、定着させるには、やはり国民や中小企業への周知が鍵になるかと存じます。

6ページには、様々な中小企業などにもご説明をいただく、もしくは既に説明を行ったといった記載がございますが、それらに含まれていない中小企業や中小企業団体などにも積極的に周知の取組を御検討いただけるとありがたいと思います。

もう1点は、フリーランスの方への周知啓発でございます。デジタル空間での形態模倣行為が問題となるコンテンツは、フリーランスの方が独自に、もしくは下請のような形で創作や取引をすることも少なくないかと思えます。フリーランスの方には、こうした不正競争防止法を知らない学生の方や、発注者の求めに従わざるを得ない方もおられますので、こうした方が知らないうちに違法行為を行うことのないように、幅広く改正法を理解してもらうことが必要だと考えてございます。

先般開催されました新しい資本主義実現会議でも、コンテンツ産業のデジタル化促進が議論されたところでありますので、こうした不競法の領域においてもフリーランスの方への周知を徹底し、その方々の保護を図りつつ、コンテンツ産業の活性化を進めることが大事だと思いますので、御検討いただけると幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

○岡村委員長　ありがとうございます。特にフリーランスに対する対応など、大変賛同させていただく部分が多いところでございます。今の富田委員の御意見関連で、ほかの

委員の先生方、何か御意見ございますでしょうか。――では、今の御発言に対しまして事務局から何かコメントがございましたらお願いいたします。

○猪俣室長 いただきましたように、中小企業の方々、そしてフリーランスの方々への不競法の周知活動は非常に重要なことであると考えております。まずこの法律がどのようなものかということについての逐条解説や指針の改訂準備をしておりますけれども、その準備が整いましたら、我々もいろいろ出向いたりオンラインを活用するなどして、できるだけ周知活動をしっかりとしていきたいと思っております。

我々は知的財産法である不競法の所管をしておりますので、どうしてもそういったところに關係の深い団体に御説明が寄りがちではありますけれども、そういった方々にもできるだけ我々のほうからアプローチさせていただいて、不慣れではありますが、説明会の機会をいただけないかどうか、できるだけ周知活動に努めていきたいと思っております。

○岡村委員長 富田委員、よろしいでしょうか。

○富田委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡村委員長 ほかの委員の先生方、何か御質問、御意見ございますでしょうか。――では、もしありましたら、後のほうで振り返りなどのときに御質問いただいても結構かと存じますので、次へ進めさせていただきたいと思っております。

議題3、今後のスケジュールについてに入りたいと思っております。まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。

○猪俣室長 資料4を御覧ください。ページをお開きいただきまして、検討事項でございます。先ほど申し上げましたとおり、審議会で御審議いただいた結果を踏まえまして、今年行われました通常国会におきまして、不正競争防止法等の一部を改正する法律を提出させていただき、可決・成立し、公布されたところでございます。これにつきましても先ほど申し上げましたとおり、来春に施行を予定しているということで、関係政令の整備、そしてこれから申し上げます逐条解説や指針の準備を進めている最中でございます。

今後、こういった施行に向けまして、改正が必要になります資料としましては、政令以外では以下のものがございます。逐条解説、限定提供データに関する指針、データ利活用のポイント集、データ利活用のでびき、そして秘密情報の保護ハンドブックでございます。また、外国公務員贈賄防止指針につきましては、別途のワーキンググループで審議いただいているところでございますので、また次回のところでその進捗状況を御報告させていただきたいと思っております。

次のページをお開きください。こうしたことを踏まえまして、今回御審議いただきたいもの、そしてそのスケジュールを書かせていただいております。本日、第23回、今年度の第1回でございますけれども、主な関係資料の改訂方針に関して、逐条解説につきましては、基本的には今回、大きな方向性をお示しさせていただきまして、具体的な改正内容については事務局である知財室にお任せいただきたいと思いますと考えてございます。限定提供データに関する指針、そして秘密情報の保護ハンドブックについても今回、大まかな方向性を御説明させていただきまして、次回、11月28日、第2回で限定提供データに関する指針ですとか秘密情報の保護ハンドブックなどにつきまして、改訂案の原案をお示しさせていただきまして、御審議いただければと思います。また、先ほど申し上げましたとおり、贈賄ワーキンググループの審議経過報告についての御説明をさせていただければと思います。

そして、もしもここで小委員会としての御了解が得られましたら、1か月程度パブリックコメントにかけさせていただき、その内容を踏まえて、1月29日に第3回を開催させていただき、パブリックコメントの結果も踏まえまして改訂内容を取りまとめて、ここで御了解が得られましたら内容を成立させていただき、出版、印刷にかけまして、4月1日の施行に備える、そして、その間の期間にできる限り、施行された後も周知活動を行っていくというスケジュールでやっていきたいと考えてございます。

資料4の説明は以上となります。

○岡村委員長 ありがとうございます。事務局から、今回の不正競争防止法改正に関する逐条解説、限定提供データに関する指針、営業秘密の保護ハンドブックなどの見直しの検討、方針骨子について御説明いただきましたけれども、その点につきまして、委員の皆様方から御意見を伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。御発言の際には、論点の順にまとめて御発言いただけたらと存じます。――では、まだ資料5もございまして、不正競争防止法改正に関する意見は、何かありましたら後でお述べいただくこととして、資料5についての御説明に移らせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○猪俣室長 資料5を御覧ください。不正競争防止法の改正に伴う逐条解説等の改訂方針でございます。

まず、ページをお開きください。デジタル空間における形態模倣行為の防止でございます。こちらはおさらいでございますけれども、形態模倣行為、他人の商品の形態を模倣した商品を提供する行為は、現行でも不正競争防止法で規制対象となっているものでござい

ましたが、これにつきまして、現行ではリアルとリアルのものだけが対象でしたが、メタバース、デジタル技術の進展、デジタル空間の活用が進んでいるということで、現行法では想定されていなかったようなデジタル上の精巧な衣服や小物などの商品の経済取引が活発化している状況でございます。

そうしますと、酷似した物まね商品がリアルだけでなく、デジタルでも売られてしまう可能性がある。新製品を生み出した方々の御努力がただ乗りされてしまう。そういったことについても規制をしていかなければいけないのではないかとこのことを御審議いただきまして、有体物に加えて、デジタル空間上の商品の形態模倣行為は、法律上では電気通信回線を通じて提供する行為となっておりますけれども、これを規制対象としてデジタル空間上の商品保護を強化したいというものでございます。

これにつきましては2ページ目を御覧ください。実際の法律の条文で、赤い下線と黒の太字で強調させていただいておりますけれども、「電気通信回線を通じて提供する」行為が追加されたところでございます。

その下は、同じような適用除外がありましたので、これについても同じように「電気通信回線を通じて提供する」という文言が入ったものでございます。

今回の改正では、それを踏まえまして、逐条解説では以下のような方針を書きたいと思っております。まず、リアルの商品の形態をリアル空間で模倣して提供する行為だけが対象であったわけですが、新たにリアルの商品の形態をデジタル空間上で模倣して提供する行為、デジタルの商品の形態をデジタル空間上で模倣して提供する行為、そしてデジタルの商品の形態をリアル空間上で模倣して提供する行為についても不正競争として位置づけられるようになったことにつきまして、逐条解説で明確化しておきたいと思っております。

そして、判断枠組みについて。どういったことになれば模倣になりますかということですが。実質的同一性がどのように判断されるかにつきましては、まだ規制対象ではありませんでしたので、参考になりますような判断があるわけではないので、現時点で逐条解説で書くには限界があるところでございますけれども、まず、リアル空間上では、これまでも幾つか裁判例がございましたので、そういったものがデジタル空間上の商品同士、またデジタル空間上の商品とリアル空間上の商品の模倣にも同様に適用される旨を逐条解説で書いていきたいと思っております。

また、精緻な再現をするために、例えばリアルの商品をデジタル化するためにたくさん

の資金、労力を使ったのだと、実際に我々は時間とお金をかけたのだから、実質的同一性は異なるのではないかと、場合によっては模倣者が主張されるかもしれませんが、そういったものはあくまでデジタル化するための努力でありまして、実質的同一性が否定される方向には斟酌（しんしゃく）されないという旨を書いていきたいと思ひます。

こうしたものを今回の逐条解説で書いた上で、今後参考になりますような裁判例が出てくるかと思ひます。例えば、形ですとか全体での見方、特徴的な部分、どういったところが判断材料になったのか等につきまして、参考になる裁判例がありましたら、必要に応じて逐条解説のさらなる改訂を今後やっていきたいと思ひているところでございます。

続いて、4ページ目を御覧ください。商品・商品の形態に関するところでございます。こちらにつきましては、下の青囲みに前回の審議会のまとめで書いておりますけれども、まずは逐条解説で商品の無体物が含まれると書いていくことでよいのではないかといただいたところでございます。

現行法ではリアルしか対象にならないということでもございましたので、現在の逐条解説では、無体物は基本的に含まれない、有体物のみと書いてあるところを、無体物も含まれるというように変えていきたいと思ひます。

5ページ目を御覧ください。デジタルの形態模倣につきまして説明をする際に幾つか質問いただくことについて、行政府としての一定の解釈を書きたいと考えてございます。

まず1つ目は、デジタル空間上とリアルでは、営業上の市場が異なるのではないかと、したがって、営業上の利益、例えばリアルの商品を売っている方の営業上の利益は侵害しないのではないかとという質問もいただいているところでございますけれども、例えばリアルの商品を売っている人がデジタル空間上で商品を売っている人にライセンスをすることも考えられます。そういった場合には営業上の利益が想定され得るということでもございますので、そういった場合であったとしても、営業上の利益が侵害される、あるいはおそれが認められる旨を規定していきたいと思ひてございます。

また、デジタル空間上の商品は、いわゆるリアルの商品が持っているような本来的な機能を持っていない可能性がござひます。ここでの例示では、アバターに着せるような洋服は、リアルで着るような服の雨風を防ぐですとか寒さをしのぐですとか、そういった機能は持ってないわけですがけれども、ただ、だからといって、商品が全く異なるというわけではありませぬので、リアルにおいて観念することができる商品でありましたら、リアルの持っている商品の機能をもって不可欠かどうかを判断することでやっていきたいと思ひ

ているところでございます。

次に、形態模倣の最後のところでございます。これは法改正とは異なるものでございませけれども、審議会で御議論いただいた点でございます。保護期間の終期の起算点については、法律上、日本国内において最初に販売された日と規定されているところでございます。

この販売というものにつきまして、例えばリースですとか、そういった行為については対象になるのかどうかという御議論をいただいたところでございます。これにつきましては、事実上、販売と同じように解釈されることを逐条解説で明確化することが適切ではないかと下のほうに書いております審議会の御議論でもおまとめいただいたところでございますので、販売以外の行為につきましても、合理的に考えられるものにつきましては販売と解釈される余地がある旨を逐条解説で書いていきたいと思っております。

これがデジタルの形態模倣につきましてのものでございます。

続きまして、7ページ目を御覧ください。限定提供データの定義の明確化でございます。これは審議会の委員の皆様には御議論いただいているところでございますので、中身は割愛させていただきますけれども、これまで現行法上では「秘密として管理されているものを除く」とさせていただいていたのですが、こうしますと、真ん中に書いてある黄色のところでございますけれども、秘密管理されたビッグデータが保護対象外になっているということでございますので、これについても保護対象に加えるべきではないかということでございまして、現行の「秘密管理されたものを除く」を「営業秘密を除く」と法改正させていただいたところでございます。

8ページ目でございます。それが条文上の第2条第7項で書いてございます。黒の太字で書いております「営業秘密を除く」、これが前は「秘密管理されたものを除く」だったものを変えさせていただきました。

こうしますと、そもそもの限定提供データの対象になるものの定義が変わってくるということでございますので、逐条解説や限定提供データに関する指針で「秘密として管理されているものを除く」と書いているところが幾つかございますので、それらを全て「営業秘密を除く」と変えさせていただきたいと思っております。

3点目でございます。これは損害賠償の算定規定の拡充でございます。細かく3点ございます。まず1点目が9ページ目でございます。いわゆる逸失利益を算定するための規定でございますけれども、これにつきましては、条文上では「物を譲渡」と規定されてお

まして、データや役務を提供する場合に適用されるのかが必ずしも明確ではなかったというところで、今回、データや役務を提供する場合にも拡充させていただいたところでございます。

次の10ページ目を御覧ください。2番目でございます。こちらにつきましても令和元年の特許法の改正に倣いまして、営業秘密などの損害額を算定する際に、実際の生産能力、販売能力の超過分等については否定されてきたものにつきまして、そういったものの損害回復について適切に行うために、生産、販売能力を超えるもの等につきましては、相手にライセンスしたものとみなしまして、ライセンス料相当額についても損害賠償額を増額請求できる規定を設けたところでございます。これによりまして、生産能力などが限られる中小企業も能力超過分等はライセンス料相当額として増額可能になるというものでございます。

3点目が11ページ目でございます。こちらにつきましては、いわゆる訴訟が起きる前、侵害があったと考えられる場合と、そもそもそういったものが議論とならなかった場合とでは、想定されるライセンス料についても異なってくるだろうというものでございます。これについては、そういったことについての事情が増額要因として考慮されることについて、令和元年の特許法改正に倣いまして追加されたものでございます。

こうした3点のものにつきまして、12ページ目でございますけれども、法改正をさせていただいたところでございます。これが第5条の例えば1項でございますと、電磁的記録を含む、あるいは生じた役務を提供したとき、こうしたことが規定されることで、先ほど申し上げた役務ですとかデータといったものについても対象になったものでございます。

また、第1項第1号、第2号でたくさん書いてございます。詳しくは省略いたしますけれども、先ほど申し上げた販売数量を超えるものについてもライセンス料相当額で増額請求できるというものでございます。

そして、第4項のところ为先ほど申し上げた訴訟があった場合、不正競争があったことを前提として得られるべき対価、ライセンス料を考慮することができるという規定が入ったものでございます。

こうしたものが新たに追加されたということで、条文だけではなかなか分かりにくいところがございますので、こういったことについての解説、先ほど申し上げた第5条の第1項につきましては、データや役務についても拡充されたこと、被侵害者の生産販売能力超過分等についても使用許諾料相当額として損害賠償額を増額できるといった改正がされた

こと、そして、使用許諾料、ライセンス料の考慮要素を明確化する規定についても逐条解説で書いていきたいと思えます。

14ページ目、使用等の推定規定の拡充でございます。こちらも現行にございますが、被告が実際に営業秘密を使ったかどうかを立証するのが難しいということで、相手が営業秘密を盗んだ、不正取得したと、その営業秘密を使ったら作れるような製品を生産していることを原告が立証すれば、それは実際に営業秘密を使用していますねと推定するということが規定されているものでございます。

これにつきましては、これまで謙抑的に規定されておりました、悪質性の高いものだけに限定されておりました。例えば産業スパイのようなもともとアクセス権限がなかったような人が営業秘密を盗んだ場合や、営業秘密が不正に取られたことの経緯を知った上で転得した場合に限られていたものでございますけれども、オープンイノベーションや雇用の流動化が増えているところでございます。もともとアクセス権限のあったような人でもこういった営業秘密が漏れて、それを実際に使っているということも考えられることでありますので、そういったものにつきまして一定の要件を求めていくということで、対象にしたいというものでございます。

例えば(3)で書いております、もともと営業秘密にアクセス権限のあったような人、元従業員の方、これは現行の従業員でもあり得るわけですがけれども、業務委託された方も含めまして、こういった方も対象にする。ただし、それは営業秘密が記録された媒体などを許可なく複製などした場合となります。これを法律用語では領得と言っておりますけれども、もともとアクセスはできたのだけれども、それを上司の指示や社内の規定に背いて勝手に自分個人のパソコンに複製したり、自宅などにコピーを持ち帰ったり、そういったことをしている場合には、同じような悪質性があるだろうということで、今回の使用の推定規定が働くように法改正をさせていただいたものでございます。

これについての実際の条文が15ページ目でございます。もともとありましたのが5条の2の本文だけだったのですがけれども、2項、3項、4項と追加させていただきました。非常にテクニカルな条文でございますので、こちらについても少し解説が必要であろうということで、こういった要件の下で使用等を推定するということについて16ページ目で書いておりますけれども、逐条解説において記載を追加させていただきたいと考えております。

続きまして、17ページ目でございます。コンセント制度導入に伴う不正競争防止法の適用除外規定等の新設となっております。コンセント制度は不競法ではなく、商標法で規

定されているものがございます。

例えば一番左下でございますけれども、もともと商標権者Aという方によってJPO—Aという商標が、多分区分ではソフトウェアだと思いますが、医療検査用ソフトで使用するために既に登録されている場合がございます。新たに出願人Bという方が現れて、JPO—Bという商標で、PC用ゲームソフトウェア用途のためなのではございますけれども、ソフトウェアという区分で出してきた場合です。そうしますと、やはりJPO—AとJPO—Bは、区分も同じソフトウェアということになりまして、類似しているのではないかと、それによって混同のおそれがあるのではないかと、出願人Aと出願人Bのやり取りがあろうとなかろうと、商標の審査官が判断をして、JPO—Bについて、登録が拒絶されていたものがございます。

これにつきまして、混同のおそれがないことについての説明、そして商標権者Aとの同意があった場合について特別に認めるというものがございます。この例でいきますと、出願人Bと商標権者Aがやり取りをしまして、出願人Bがこういった商標の出願をすることを同意しますという同意書を出していただく。この場合、用途で書いておりますけれども、JPO—Bの方は、ソフトウェアの中でもPCゲームに限定していると、そしてJPO—Aのもともとの方も医療検査用でしか商売をしていないということで、混同のおそれがないと自分たちとしては考えている、こういった同意書も商標審査官のほうで判断しまして、必要に応じて類似商標であっても、場合によっては認められるというのが今回の商標法改正において導入されたものがございます。

こうしたことによって、類似する商標が併存するような状況がこれから新たに生まれるわけではありますけれども、場合によっては商標権者Aより新たに商標権者になったBの方が著名になってしまう場合がございます。それについては自分の商品等表示、これは商標も含まれますけれども、こういった商標が周知または著名になってしまった場合、コンセント制度で同意したにもかかわらず、周知表示混同惹起行為ですとか著名表示冒用行為で、相手を訴えることが考えられるところでございます。

ただし、こういったことが認められてしまいますと、事業の予見性がなかなか確保されないということで、コンセント制度の安定した活用にもつながらないのではないかと、ことごとくでございますので、一旦同意をしまして、何か不正な目的なく使っている、普通に商売している分においては、相手の行為について不正競争行為として扱わないという適用除外を今回不正競争防止法で設けたものがございます。

これを実際に条文に書きましたものが18ページ目でございます。これも非常に長く、専門的に法律上の文言で書いておりますので、これにつきましても逐条解説でこういった規定がこういったケースで考えられますということについて書いていきたいと思っております。

逐条解説の最後の部分が国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化、いわゆる裁判管轄・適用範囲と言われているものでございます。日本国内で事業を行っている企業の営業秘密が仮に侵害された場合、海外での侵害行為についてはどのようになるかでございます。

刑事につきましては、既に処罰可能ということで、例えばこの絵でございますと、日本国内の企業が保有している営業秘密が日本国内で不正取得されまして、社員の人退職して元社員となって、それを海外で不正に開示したり不正に取得したりというものでございます。こうしたケースにつきましては、現在では海外の侵害行為についても、刑事につきましては日本の不競法で処罰できるということでございます。

他方で、民事につきましては、差止め、損害賠償でございますけれども、日本国内の裁判所、そして日本の法律、これは準拠法でございますが、不競法に基づいて裁判を受けられるのかについては、いわゆる一般法に基づきまして、すなわち不法行為においては国際裁判管轄、裁判の場所をどこにするかにつきましては、民事訴訟法に基づきまして、そして日本の法律なのか海外の法律なのかという、準拠法につきましては、法の適用に関する通則法に基づきまして、裁判所が個別に判断しているものでございます。どちらにつきましても、侵害の結果が発生した地を裁判所がどのように判断するかによるところでございます。

そうしますと、場合によっては裁判所の判断によりまして、日本の法律ではない、日本の裁判所ではない可能性があるということになりまして、これにつきましては、日本国内で事業を行っている企業の日本国内で管理体制を敷いて管理しているような営業秘密でありましたら、海外の侵害行為であっても、民事についても日本の裁判所で日本の不競法に基づいて提訴できる旨を明確化したものでございます。

右下のほうに競合管轄と書いておりますけれども、あくまで“できる”規定でございますので、日本でしか裁判ができないということではなく、競合管轄ということで、海外での訴訟も可能というものにしてございます。

また、この審議会場で、日本の事業と全く関係ない営業秘密まで必ず日本の裁判所で、

日本の法律で裁くことが可能となりますと、少し範囲が広過ぎるのではないかという御指摘をいただきましたので、これにつきましては、次の20ページの条文で書いてございますけれども、第19条の2が裁判管轄でございます。第1項の「ただし、当該営業秘密が専ら日本国外において事業の用に供されるものである場合は、この限りでない」ということでございまして、これについては必ず日本の裁判所とは限らないと書いてございます。

また、19条の3は適用範囲でございますけれども、こちらについても適用すると書いてございますが、「ただし、当該営業秘密が専ら日本国外において事業の用に供されるものである場合は、この限りでない」と書かせていただいております。

こうしたことを踏まえて21ページ、新たに新設されたものでございますので、その趣旨、内容を逐条解説で新たに書いていきたいと思っております。

まず、日本国内において管理されているものがどういったものなのかということ、専ら日本国外において事業の用に供されているものについての内容の説明、そして、民事訴訟法との関係、先ほど申し上げた競合管轄であることなどを書いていきたいと思っております。

そして、適用範囲につきましても、これは法的根拠、そもそもは絶対的強行法規の法理に基づいて、我々としては導入させていただきたいということについても逐条解説で書いていきたいと思っておりますし、こういったものが適用されない場合、専ら日本国外において事業の用に供されているものについてはどうなるかにつきましては、行政府側としては、一般法に基づきまして、これに応じた通則法に基づきまして、結果の発生地がどこかによって、日本の法律で裁判されるのか、日本の法律でないもので裁判されるのか、と判断されていくのであろうということについて書いていきたいと思っております。

以上が逐条解説の大きな方向性でございます。

もう一つは、次回、より詳細に御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、いわゆる指針の1つとして、秘密情報の保護ハンドブックというものもつくらせていただいております。今回の法改正を踏まえまして、大きく2つほど変えていきたいと思っております。

まず1つ目の四角でございますけれども、先ほど申し上げたような法改正をいたしましたので、そういったものを踏まえた指針の適時見直しでございます。

そして、この間に農水省のほうで水産分野に関する知的財産のガイドラインも新たにつくられたということでございますので、秘密情報の保護ハンドブックにその情報を少し盛

り込みたいと思っております。

また、A Iの利活用についても多くの議論がなされているところでございます。大きな制度改正とか制度の在り方につきましては、現在、政府全体の中で議論が進んでいるところでございますので、まだ大きな結論が出ているわけではないという状況と認識しております。他方で、A Iの利活用において個人情報などが漏れ得る可能性が懸念されているということがございます。このガイドラインにおきましても、そのA Iの使い方によっては営業秘密あるいは機密情報が本来漏らしてはいけない人、社内であってもアクセス権限がないような人にも漏れ得る可能性があり得る、そうした意図しない情報漏えいがある場合によってはあるということについても留意していただきたいということについて書けないかと思ひまして、例えばコラムといったものが書けないかと思ひているところでございます。

また、秘密情報の保護ハンドブックではありませんけれども、別のものとして従業員向けの啓発資料についても作成していきたいと思ひしております。これまでつくられた指針、ガイドラインにつきましては、主に企業の視点から経営層、担当者、そういった方々の内容として構成されておりますけれども、実際に営業秘密に接するような従業員の方々が会社において普段どのように振る舞うべきか意識すべきかといったこと。そして、場合によっては転職する場合もでございます。そういったことにつきましても、実際にどのようなことに気をつけないとどういったことが起きるか、刑事、民事の責任が発生するか、また営業秘密以外にもどのような注意が必要なのかについて、従業員の方々の目線で留意事項について少し解説したような啓発資料を作成したいと思ひしております。現在、その原案を作成中でございます。次回の28日の会議で御説明、御相談できればと思ひているところでございます。

資料5の説明については以上となります。

○岡村委員長 ありがとうございます。事務局から今回の不正競争防止法の改正に関しまして、逐条解説、限定提供データに関する指針、そして秘密情報の保護ハンドブックなどの見直しの方針、骨格につきまして大変詳しく御説明をいただいた次第です。委員の皆様方から御意見、もちろん御質問も含めて伺いたいと思ひますけれども、いかがでございましょうか。なお、これにつきましては、自由討論時間をかなり十分に設けておりますので、御遠慮なくおっしゃっていただければと思ひます。論点の順にまとめて御発言いただけましたら幸いです。いかがでございましょうか。末吉先生、よろしくお願ひいたします。

○末吉委員　ありがとうございます。末吉でございます。大変丁寧な御説明ありがとうございます。また、今年6月、無事に改正法が通ったのは、皆様方の大変な御努力の基に成立したのではないかと理解しております。ありがとうございました。

私から3点申し上げたいと思います。いずれもこの方針には全く賛成でございまして、異を挟むものではございませんことを前提としまして、まず1ページでございます。今回の法改正により、規制対象となる行為がここに赤のバツで示されて3方向でございます。私の興味は、例えばファッション業界であるのか、こういった論点に関わるステークホルダーの皆さんが、これについてどういう問題があるかとか、どういうことで困っているかという点をもう少しディテールを集められたらば、逐条解説あるいは逐条解説に間に合わないかもしれませんが、今後の3号の考え方を進めるに当たっては非常に参考になるのではないかと考えている点が1点でございます。

それから、次に7ページでございます。不競法の教育啓発の対象としてはアカデミアも入れていただいていると理解しておりますが、限定提供データ、そろそろ動き始めているようにお見受けします。これもアカデミア方面から論点であるとか注文があれば、そういう点を踏まえて逐条解説あるいは今後の改正等に反映していくことができるのではないかと考えております。

最後に3点目、14ページでございます。5条の2は毎回大変苦勞して立法いただいているところだと思いますし、先ほど条文の御説明もございましたが、今回もよく考えて条文化されているところがございますけれども、この点の逐条解説は非常に重要なのかなど。書けるところと書けないところとあると思いますけれども、この記載は大変重要であると認識しておりますので、私も一生懸命考えていきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○岡村委員長　末吉委員、ありがとうございました。7ページの限定提供データに関してのアカデミア方面ということですが、可能な限度で結構ですので、もう少し具体的に御指摘願えませんか。

○末吉委員　ありがとうございます。そろそろアカデミア方面では限定提供データの仕掛けを使いながらコンソーシアムの組成が始まっている、あるいは運用が始まっているところがあるかと思っております。現場では幾つか悩み事もあるようにお見受けするので、そういう点を拾い上げていくと、今後の限定提供データについての解説であったり立法に非常に資する材料が集まるのではないかと個人的に思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○岡村委員長　　ありがとうございました。今の末吉委員からの御発言に関連するような御意見は、ほかの委員の皆様方ありますでしょうか。3点指摘いただいたわけですが、どの件に関してでも結構でございます。——特にありませんか。では、事務局から今の3点についてコメントいただけますでしょうか。

○猪俣室長　　ありがとうございます。いわゆる形態模倣の件でございます。こちらのほうは、おっしゃるとおり実際の個別のケース、あるいは様々な個別の論点でいろいろ質問して聞いてみたいこと等あるかと思えます。我々のほうでもよくよく周知活動をしていきながら、質問点を拾っていきたいと思っております。

難しいところは、今回新たに規制になるということでありまして、どうしても逐条解説に書くとなりますと、ある程度の法的根拠、例えば他の法令ではこうなっていますとか、裁判の結果がこうなっていますというものがありましたら、我々も書きやすいところがございますけれども、現在、ほかの法令も踏まえたよい参考事例もなかなかないところがございます。我々は引き続き注視していこうと思っておりますけれども、まず逐条解説も出ささせていただきながら、書けるところは書かせていただいて、その上でより参考になるようなケース、参考になるような論点について拾い上げさせていただきまして、もしもより個別に皆さんの参考になるような書けるものがありましたら、場合によっては逐条解説、あるいはそれ以外のものでも検討していきたいと思っております。

また、限定提供データもこれからいろいろ使われ得ることが期待されているところがございます。これにつきましても引き続き御質問、御懸念といったもの、アカデミアを踏まえてもさらに情報を拾って、裁判例も民事だけでございますので、裁判例はまだ承知していないですけれども、そういったものが出てきましたら、まずそれをよく見させていただいて、皆さんにも共有させていただいて、アカデミアの方を含めて参考にさせていただければと考えているところがございます。

また、5条の2は不競法だけにあるものでございます。非常にテクニカルな内容でございます。今後、場合によっては記録媒体など様々な専門的な定義も置かせていただくところがございますけれども、できる限り我々のほうで今回の逐条解説に書かせていただいて、弁護士の方々、関係企業の方々と意見交換させていただきながら、必要な見直しがあるかどうかも含めまして、引き続き考えていきたいと思っております。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。今の事務局からのコメントにつきまして、末吉委員、重ねて何かございますでしょうか。

○末吉委員　よく分かりました。特にございません。

○岡村委員長　ありがとうございます。また、1 ページ目のファッション業界のディテールの部分などにつきまして、具体化するに際して個別に御意見などを事務局から伺うことがあるかと存じますので、よろしく願いいたします。

ほかの委員の先生方、御質問、御意見ございますでしょうか。下川原委員、お願いします。

○下川原委員　ありがとうございます。リモート続きでコメントさせていただきます。

まずは法改正に伴いまして、いろいろと大変御努力いただきまして、ありがとうございました。また、逐条解説、ハンドブック等の御準備、あるいは方針の御提供、ありがとうございます。いずれにつきましても賛成でございます。

私から3点ほど。1つは、先ほどの限定提供データのところ。視点は全く違うのですけれども、逐条解説や指針で適宜表現を修正するというので方針を示されておりますので、今般の改正で新たに保護対象となった部分のデータ分について、具体的な想定例などをお示しいただけると、企業における限定提供データの制度の利用がより進むかなと考えてございます。

また、現行の逐条解説で限定提供データの部分について、「まだ実際には提供していない場合であっても、データ保有者の反復、継続して提供する意思が認められるものであれば本要件に該当する」という記載があるようでございますが、この箇所につきましては、今回の改正の営業秘密を除外するという観点から、表現を明確にさせていただけるとありがたいと考えます。具体的には、営業秘密を除くということでございますので、そういった秘密管理性のところについて附記していただけるとありがたいと考えてございます。

2点目は、13ページ、5条の1項、損害賠償額算定の拡充のところでございます。これにつきましてはもともとでありますけれども、限定提供データの保護対象が今回改正されたタイミングでもありますので、限定提供データに関するような事例ですとか、限定提供データに関する記載なども加えていただけると、より企業における利用が促進されるのではないかと考えております。

最後に19ページ、21ページでございます。国際的な営業秘密侵害事案のところでございます。21ページで御説明されているとおりでございますが、まず1点目、日本国内で管理

体制を敷いて管理している営業秘密に関する説明で、海外のサーバーに保存されている情報も対象となると理解してございますが、今回、資料5ではその点は割愛されて入っておりませんでしたので、今後の逐条解説で追記いただけるとありがたいということで、念のためコメントいたします。

また、今度は除外のほうですが、専ら日本国外において事業の用に供されているものを除くということでございますけれども、この専ら日本国外において事業の用に供される場合というのがどういうことかということを経条解説ですとか指針などで説明していただくとありがたいと存じます。

例えば、日本国内の事業にも利用可能性があるような場合はどうだろうかとか、あるいは過去に日本国内の事業に供したことがあるものはどうかといったようなところも、なかなか難しい面はございますけれども、可能な範囲で御検討いただけるとありがたいと考えております。

以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。今の下川原委員の御意見に関連するような御質問とか御意見はございますでしょうか。田村委員、よろしく願いいたします。

○田村委員　田村です。ありがとうございます。

今の点のとりわけ営業秘密を除くのところの関連なのですけれども、逐条解説をお書きになるときに注意していただきたいことがあります。それは、委員の方はよく御存じのことかと思っておりますけれども、もともと秘密管理されているものという除き方をされてしまっていたために、秘密管理をしているのだけれども漏れてしまったというときに、限定提供データとしては秘密管理していないから除かれてしまう、漏れてしまったので公知になっているから営業秘密のほうも除かれてしまう、そこに保護の間隙が生じる。しかし、一般的に企業の実務としては、これは限定提供データとして電磁的管理している、こちらは営業秘密で秘密管理していると、2つに截然と分かれているわけではなく、スペクトラムな関係にあるところ、その中間にぼかっと抜けるのがおかしいということで今回、立法で措置をすることが求められた。

その結果、いろいろな措置の仕方があったと思っておりますけれども、1つは、別に何も除くと書かずに、請求権競合で処理すればいい、私はそっちのほうがいいと思っていましたが、ともあれ今回は、営業秘密として除くということで、過不足なく境を接するように除いたところが非常に特徴的である。だから、秘密管理をしていたけれども、公知になってしま

ったものについては、まだ営業秘密に該当しないので除かれない、そういう形で境がびったり合っているところが重要だということです。それが今回の立法が望んでいたことです。

そのときに、例えば逐条解説で、何か積極的に限定提供データの保護のほうだけ営業秘密として除くのところにいろいろと具体的に書き込んでしまうことに私は懸念を持っています。これは何かを外すための改正ではありません。保護の境、保護の間隙をなくするのが趣旨なので、もしこの規定に関して、これこれこういうものは営業秘密だから外すということを書くのだとしたら、必ずその裏返しで営業秘密としては保護するのだという、それと抱き合わせで説明しないとイケません。そもそも、保護の境、保護の間隙をなくするのが趣旨なので、どちらかにいくだけの話しで、その境界線を確定する実益はないのです。それなのに、せっかく立法で頑張った改正を今度、逐条解説でもう一回余計なことをなさることはぜひ避けていただきたいと思います。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。今、除く文言に関しまして、田村委員からも重ねて御意見を伺ったところですが、除く文言に関しまして、ほかの委員の先生方、御意見などありますでしょうか。――では、議論の整理のために、まず限定提供データを除く文言に関しまして、もし事務局からコメントがありましたらいただけますでしょうか。

○猪俣室長　ありがとうございます。限定提供データのところにつきまして、今回定義を変えたというものでございまして、逐条解説でより具体的なものとかが、皆様の参考になるものをできるだけ様々盛り込みたいところではございますけれども、民事上の裁判例がまだないところありますので、法律に密接に関係するような具体的な参考例が見当たらないものを逐条解説に書くのが本当にいいかどうか踏まえて検討していきたいと思っています。

もちろん、できるだけ想定例、具体例としては何か書きたいところではございますけれども、さらにそれを踏み越えて、法的根拠のないものまでより具体的に書くのが皆様にとってよいかどうかも含めまして、事務局のほうでよくよく考えて、逐条解説を練り込んでいきたいと思っているところでございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。田村委員、下川原委員におかれましては、具体化するに際しまして、またアドバイスなど個別にもお願いできたらと存じます。

ほかにも海外サーバー管理に関して、19ページ、21ページ関連で除外、専らという形で具体化して、もしくは過去に利用していたもの、あるいはこれから利用する可能性がある

ものについて含むのか含まないのかということについても、できれば検討して明確化してほしいという旨の御発言を下川原委員からいただきました。この件につきまして、ほかの先生方からは何か御質問、御意見ございますでしょうか。——特にございませんでしょうか。裁判実務に非常に関わるところでありますので、水野委員、一般論でも結構ですので、もし何か御質問、御意見がございましたらお願いできませんでしょうか。

○水野委員　水野でございます。今回から委員となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、19条の2、19条の3としてで、管轄等についての条文が入ったということですが、事務局からお話がありましたとおり、今回導入されたものですので裁判所としてもまだ実例に接していないところがございます。今後、裁判所としても実例を踏まえて検討していくことになろうかと思えます。

先ほどお話が出ました19条の2ですけれども、裁判官としては、「日本国内において管理されているもの」がどういうものなのかとか、「専ら日本国外において事業の用に供されるもの」がどういうものかについては個別の事案、具体的な事情に応じて判断していくことになろうかと思えます。これについて、これまでの立法化に際しての先生方の御議論、私がまだ委員でなかった頃ですが、そういったところを踏まえて、逐条解説において具体化することが可能であれば、それをしたほうが事業者の皆様ですとか、そういったところには当然有用であり、指針になるかなと思えますので、できる範囲で具体化していただければと考えているところです。一般的な話で恐縮ですが、私からの意見として述べさせていただきます。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございました。田村委員、今の件ですね。よろしくお願いいたします。

○田村委員　19条の3のほうであれば、多分、従来の実体的な不正競争防止法についての判断基準に関する裁判例等が参考になるのではないかと思います。なので、差止め請求であれば現時点または将来の地点、損害賠償請求であれば過去の問題となった行為の時点で判断していくのだらうと思えます。他方、裁判管轄につきましては、過去の行為のことも証拠の収集などの関係で影響すると思うのですけれども、他方で、現時点における利益衡量も大事になってきますので、私も軽々しく考えがまとまらないところがあります。なので、恐らく19条の2と19条の3で似たような話でありながら、考慮要素が違ってくるの

ではないかという感覚を持っております。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。ほかの委員の先生方は、今の19条の2、19条の3に関しまして、御意見ございませんでしょうか。では、長谷川委員、よろしくお願いいたします。

○長谷川委員　ありがとうございます。経団連の長谷川です。

今の点、田村先生がおっしゃったように、19条の2と19条の3とで考慮要素が変わるところがあるのでしょうかけれども、両条項に共通して言えるのは、一義的には断じられないということではないかと思えます。例えば過去のごく限られた時期に日本において使っていたという事実がある、それだけをもって、もしくは単なる将来の可能性だけをもって、日本法の適用や日本の裁判管轄権を認めてしまうことが果たして妥当なのかは疑問があるところで、水野委員もおっしゃったように、やはり個別具体的な事情によるところが大きいのではないかと考えております。

むしろここをあまり広く適用させようとしてしまうと、個人的に心配しておりますのは、逆に諸外国も同様の法制度を立てようとしたときに、やはり同じような考え方で適用対象を広げようとしないうちにも限らず、そのような点も考慮すると、今の段階で逐条解説に書き込むのは、少々難しいかなと感じている次第です。

○岡村委員長　ありがとうございます。田村委員、挙手のままですけれども、新たな御意見というわけでは……

○田村委員　いや、放置しておりました。ただ、議論が熟していないから逐条解説に書き込むことは控えたほうが良いという今の御意見は、私も大変賛成いたします。私の先ほどのコメントは、考え方として申し上げただけで、書いてくれという趣旨ではございません。

○岡村委員長　下川原委員が最初におっしゃった論点でもありますので、何か補足の御意見がありましたらお願いできればと思います。

○下川原委員　皆様方、御意見ありがとうございます。個別具体的に検討しないうちになかなか難しいという点はよく理解できましたので、引き続き推移を見守りながら、可能な範囲で解説等を加えていければよいかなと思いました。ありがとうございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。では、河野委員、お願いします。

○河野委員　ソニーグループの河野でございます。

先ほどのお話の中で、専ら国外においてというところについては、私も長谷川委員の御意見はごもっともだと思ってお聞きしました。他方、日本国内において管理されているものについては、海外にクラウドのサーバーがあってというケースも非常に多いので、例えば、ID、パスワード管理を日本でしているものについては日本国内において管理されているものと評価できるといった考え方など、書けるのであれば御検討いただければと思います。

○岡村委員長 ありがとうございます。今日は杉村委員がお静かなので、もし何か。

○杉村委員 19条のところ以外でもよろしいですか。

○岡村委員長 はい。

○杉村委員 弁理士の杉村でございます。御指名いただきまして、誠にありがとうございます。

まずは、このたびの不正競争防止法改正に関しまして、岡村座長をはじめ経済産業省の事務局の皆様方の多大なる御尽力のおかげをもちまして、このような法改正が実現したと理解しております。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。そして、本日は猪俣室長に非常に丁寧に今後の方針、逐条解説の動向について御説明いただきまして、ありがとうございます。基本的には、資料5に書いてありますような改訂方針については賛成でございます。ただ、3点だけ申し上げさせていただきたいと思っております。

1番目のデジタル空間における形態模倣行為の防止でございます。このたびメタバースの空間におきまして、法改正でデジタル上の形態模倣行為についても広げていただいたこと、日本でこのような規定をしていただいたことに感謝しております。このような不競法における規程に関しましては、国内周知だけではなくて、海外にも広めていっていただいで、これがスタンダードになっていくような活動をしていただければと思っております。

その中で先ほど末吉委員もおっしゃっていましたが、1ページ目にバツが4つあります。これらについて今後は規制対象となる行為ということでご説明いただきました。そして3ページ目ですが、ポツ1の最後のところ、①②③について「不正競争行為と位置づけられる」旨の記載があります。これに関しましては、今後の裁判の動向等もご検討いただいて、必要に応じて改訂をしていっていただきたいと思っております。この箇所の記載は「不正競争と位置づけられ得る」との旨の表現がよいのではないかとと思っておりますが、ほかの箇所の記載ぶりとの関係もあると思っておりますので、今後の動向等を注視していただいて、必要なときに改訂をしていただければと考えております。

同様に5ページでございます。ポツ1に「営業上の利益が侵害され、または侵害されるおそれが認められる旨」と書いてありますが、リアル、デジタルの両商品が必ず競合することがない場合などもあると思いますので、「営業上の利益が侵害され、または侵害されるおそれが認められ得る」との表現がよいのではないかと考えていますが、また、これも今後の裁判例等が蓄積されていく中で、その動向も注視していただきながら、この点についてさらに検討・改訂を進めていただければと思っております。

それから、最後の22ページでございます。従業員向け啓発資料の作成については、積極的に大賛成でございます。実際に営業秘密、それから秘密情報に接する従業員の啓発が、営業秘密・秘密情報の実効的な保護に必要不可欠でしたが、これまでは従業員向けの資料が具体的になかったということがありますので、ぜひ作成・配布をお願いしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、資料3に関しまして、今回の法改正について多方面に普及啓発活動を図っていただいているということで、誠にありがとうございます。特に地方への普及啓発活動が重要ではないかと思っております。

この3月末に特許庁、それから日本商工会議所、I N P I T、日本弁理士会と4者連携を宣言いたしまして、営業秘密も含む地方の中小企業等の知財活動についての普及啓発を図っております。このようなところも御利用いただいて、地方への不競法改正案についての周知をお願いしたいと思いますし、先ほどから複数の委員の方がおっしゃっていましたとおり、大学関係、アカデミア関係におきましても、今回の不競法改正については関係する重要なものでもあります。先ほどの資料3には大学関係のことがあまり書いてございませんでしたけれども、U N I T T等にもご協力いただいて、大学関係者の方々にも今回の不競法改正についての普及をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○岡村委員長 多方面にわたりましてありがとうございます。特に地方への普及啓発に関しましては、私個人的には弁理士会に大変期待するものでございます。よろしく願いしたいと申し上げます。

○杉村委員 頑張ります。ありがとうございます。

○岡村委員長 たくさんの論点が出てまいりましたけれども、今般の準拠法あるいは国際裁判管轄の件に関しましては、様々な意見が出ましたとおり、一筋縄でいくような問題ではないのかもしれないと。ただ、判断要素としては、例えば将来利用される蓋然性であ

るとか、あるいは過去に利用されたものが再利用される蓋然性であるとか、そのような形で判断要素として想定し得るものという少し緩めの書き方であれば、それなりに大きな意味を持つのではないかと思いますので、長谷川委員の御意見に基本的には同意するものがありますけれども、想像たくましく、どんな要素が考えられるのかということがなかなか難しいものですから、少し緩めのスタイルで書くのも1つの方法かなと思った次第でございます。

まず、この裁判管轄あるいは準拠法につきまして、事務局から何かコメントがございましたらお願いしたいと思います。

○猪俣室長 ありがとうございます。まず、下川原委員からありました、日本で管理されているものにつきましては、やはり一番聞かれますのは、御指摘もいただきました、海外でサーバーを置いている場合はどうなるのかにつきましては、海外にサーバーの置き場所があったとしても、先ほどおっしゃっていただいたようなID、パスワードを日本で管理しているということ、そういった実態を見るのだらうと思います。どこまで書けるかというのは、なかなか難しいところがございますけれども、サーバーが海外にあったとしてもということについても、関係方面と相談しつつ、可能でありましたら書ければと思っています。

そうした一般論は書けるところがあるのですけれども、限界事例となってきますと、こういった場合はどうなる、こういった場合はどうなるというものにつきましては、水野委員にもおっしゃっていただきましたが、個別のケースによってくるところがあります。そうなりますと、やはり裁判結果などを見ないと、法的拘束力は逐条解説にはないのですけれども、皆さんが参考にされるということで、我々行政側としても、なかなか難しいところがあるかと思っています。

もちろん今後、裁判の結果が出たら脚注で書く、現在でもそういったことはございます。しっかりと書き込んでいきたいところがございますけれども、先ほどおっしゃっていただいたように、専ら日本国外、これらについては、例えば海外でしか使えないような顧客名簿といったものについては多分対象にならないだろうということ、こういった一般論は書けるところがあるかなと思っておりますが、では、それが日本のものも含んでいた場合どうなのか、とかということにつきましては、今少し裁判結果を見て、そこで参考になるものを書いていきたいと思っていますところでございます。

それ以外の裁判管轄以外のところにつきましても、これまで書いております逐条解説の

記載ぶりも判断させていただきながら、できるだけ皆さんにいただいた御意見も踏まえて適切に改正していきたいと思っるところでございます。

以上でございます。

○岡村委員長 私から1つ、できればということをお願いしたいのは、19条の2、19条の3に関しまして、ただし書が適用された場合でも法の一般原則に戻るだけのことであると。すなわち、国際裁判管轄に関しましては、不法行為の国際裁判管轄によって結果発生地あるいは行為地というものも競合管轄として適用し得ると。それから、準拠法に関しましても、不法行為の準拠法がただし書の場合でも適用されるのだということについて、これがただし書に当たると全滅なのだということにならないように、そういう誤解を生まないような形で明確化した書きぶりを可能な範囲でお願いしたく存じます。

○猪俣室長 ありがとうございます。その点に関しましても、実際には、もちろん学会では様々な意見があるところと承知しておりますけれども、我々としましては、この限りではないとしていますので、そういった対象になるものにつきましては、引き続き一般法に基づきまして、個別に裁判所が判断されていくと思っでございます。ただ、これもあくまで経産省知財室、経産省行政府側の逐条解説でございますので、今後の裁判結果も踏まえまして考えていきたいと思っでございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。時間的にはまだ余裕がございますので、今出た点でも結構でございますし、またこれまで出なかった論点でも結構でございますし、御意見いただけましたらと思います。いかがでございますでしょうか。富田委員、お願いします。

○富田委員 ありがとうございます。私からも22ページの従業員向けの啓発資料の作成について、お礼と要望を申し上げさせていただきたいと存じます。

まずもって、これまで従業員向けの啓発資料の作成を繰り返し要望してきた、その要望に伝えていただけるということで、そのことにまずは感謝を申し上げたいと思います。22ページにも記載いただいているのですが、従業員目線で理解できる啓発資料としていくのが大変重要でございます、これは個人的な感想になりますけれども、前のところにある逐条解説のような形ですと、多分、一般の方や従業員の方にはなかなか理解が難しいかと思っます。

例示でいくと、1ページ目の具体的な事例に対しこれはバツといったような、こういう表記が恐らく目から入って非常に理解しやすいと思っますので、全てをこういった形で表現するのは難しいかと思っますが、先ほどフリーランスの方のお話もさせていただきまし

たので、従業員、さらには一般の方が見たときに、この法律がどういう法律で、何がよくて何が駄目なのかということが平易に分かるような資料をおつくりいただくようお願いを申し上げたいと思います。可能な限り私どもも協力させていただきますし、できましたときには、積極的に普及啓発に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡村委員長 富田委員に質問させていただきたいのは、そうすると啓発資料というのは、これまでの手引とかハンドブックとかと別書類のほうが皆様に理解していただきやすいという御趣旨ですね。

○富田委員 そうだと思います。要は経営の視点ではなくて、実際に仕事をする従業員の目線から見て、日常の仕事に対しどこに留意しなければいけないのかとか、どういうことに気をつけなければならないのかというのは、多分、向きが全く違うと思いますので、大変かと思いますが、できれば別の資料を御準備いただけるとありがたいと思ってございます。

○岡村委員長 向きが変わることで逆に従前のハンドブックなどにも厚みというか、別の点から光が照射されたものをさらに反映するということもあり得ると思いますので、私個人としても大変すばらしい話だと思っております。杉村委員も先ほどこの点、熱くおっしゃっておられたわけですが、何か補足で御意見がございましたら。

○杉村委員 今、富田委員がおっしゃいましたように、ぜひ別立ての資料にしていきたいと思います。それから、資料5の1ページにあるように、絵を使って視覚的に分かるような形にしていきたいと思います。それと、あまり厚いと、それだけで見るのが嫌になってしまうと思いますので、分かりやすく、薄く、そしてまずは重要な内容が列挙できているような形の資料を作成することは大変だと思いますが、そのような資料をぜひ御作成いただければと思います。

○岡村委員長 どうぞ。

○猪俣室長 ありがとうございます。現時点では、いわゆる秘密情報の保護ハンドブックは非常に分厚いので、それにつけると多分、ちょっと難しいかと思っております。原案としてはパンフレット、あれぐらいのものにしたいと思っております。こうしますと、全部の情報を入れるというのはなかなか難しいところではあります。まだ今回試行的だということ、やはり皆さんに初めに手に取ってもらいたいということでもありますので、それほど厚くないようにしてやりたいと思っております。

今回初めてであります。完璧に全部いけるかどうかというのはなかなか難しいところがありますけれども、これも何か期限があるわけではありませので、第1版を刷った後に、よりこういったもの、こういった疑問点が多くあったので、こういった質問に対する回答も書いてほしいというように、随時変えていけると思います。連合さんの方々はじめ、様々な方に御意見も頂戴して、御叱咤いただきながら変えていきたいとしたいと思います。

ただ、イラストにつきましては、こちら資料に書いておりますけれども、提供はchlomaさんということで、持っていらっしゃる方の許諾も得てやっているところでございます。我々のところでも、どれくらいまでデザイン的なものが入られるかどうかというのはありますけれども、御協力、御指導いただければと思います。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。ほかに御意見ございませんでしょうか。

あと、海外にも広めてくださいという御意見を杉村委員からいただいているのですが、この点はいかがでしょう。

○猪俣室長　デジタル形態模倣の拡大につきましては、海外は、場合によっては日本のように法律で明確に規定するというところではない運用もございますので、実際に全く同じ法律で規定できるかどうかは難しいところではございますけれども、まずは日本の法改正、こういうことをしたのだよという話、これは特許庁も通じていろいろな会議でも御説明いただいているところでございます。我々としてもこういったことも説明させていただきながら、もしも参考になれば、日本と同じような法律なり運用について検討してほしいという話についても紹介していきたいとしたいと思います。

○岡村委員長　それから、アカデミア関係について、末吉委員、杉村委員から、もう少し充実させてちょうだいという御要望をいただいたわけなのですが、この点につきましては、事務局いかがでしょうか。

○猪俣室長　この点につきましても、まず現時点では経済安全保障の焦点が当たっておりますので、営業秘密中心で今、説明会をさせていただいているところでございますけれども、限定提供データといったデータ関係に関しましても、少しずつアカデミアの方々の関心が高まっているということでございますので、また引き続き同じルートを通じまして、我々の不競法ではそういったものも対象にしている、そして、場合によっては民事の関係もあるということで、もちろん研究データにつきましても対象になり得るので、そういったことについての必要性、制度の周知に努めていきたいとしたいと思います。

○岡村委員長　これは全くの私見でございますけれども、アカデミア内部に閉じた形で
の共同研究というのもあるかと存じますし、それから、産官学の2つないし全てに関わ
るところの課題もあるかと思えます。そういう場合に、やはりルールが共通であったほ
うが営業秘密あるいは限定提供データなどに関してはハンドリングが非常にしやすい部分
がありますし、また、扱う側にも余計な負担をかけることなく、クリアに理解していただ
けるということもあらうかと思えますので、ぜひアカデミア内部に加えて、産官学の中
でも共同研究開発等々が進められるような形もお考えいただいて、お願いしたいと個人的に
要望させていただき次第でございます。

あと若干時間がありますけれども、何か言い残した事項がありましたら。下川原委員、
田村委員は首を横へ振っておられるので、ないと受け取りましたけれども、末吉委員とか
水野委員は特にございませんか。

○末吉委員　末吉はありません。ありがとうございます。

○岡村委員長　では、画面の向こう側の皆様は取りあえずお話を頂戴したということで、
リアル組は何か補足すべき点などございましたら、いかがでしょうか。——特にございま
せんでしょうか。

では、今日の議論を踏まえて、総括的なコメントがもしありましたら、事務局からいた
だけたらと存じます。

○猪俣室長　ありがとうございます。逐条解説につきましては、様々な御意見をいただ
きましたので、これを踏まえまして、また我々のほうで案を練りまして、今後検討してい
きたいと思っております。

そして、啓発資料をはじめ、限定提供データや様々なガイドライン指針は、今回の資料
でも1ページしかありませんでしたので、より詳細なものについては次回お示しさせてい
ただきまして、こういった改正をさせていただきたいというものにつきまして御議論、御
審議いただければと思っております。

以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。今、事務局からもお話しいただきましたよう
に、本日いただきました御意見につきまして、一旦、事務局のほうで整理いただきまして、
逐条解説などの改訂作業を進めていただくことにしまして、特にパブコメの対象になりま
す限定提供データに関する指針、あるいは秘密情報の保護ハンドブックにつきましては、
次回に具体的な改訂案をできるだけ御用意いただいて、検討を進めていただくことといた

したいと思います。

では、最後に今後のスケジュールにつきまして、事務局から連絡をお願いいたします。

○猪俣室長　　本日は御審議いただきまして、ありがとうございました。次回の開催日時は、今月11月28日火曜日午前10時からを予定しております。議題につきましては、主な関係資料の改訂案及び贈賄ワーキンググループ審議経過報告案を予定しております。

以上でございます。

○岡村委員長　　ありがとうございます。

それでは、これもちまして、第23回不正競争防止小委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

——了——